

(仮 訳)

金融庁
2013年2月6日

一定のスワップ規制の遵守に関する
米国商品先物取引委員会 (CFTC) による追加ガイダンス案について

我々は、一定のスワップ規制の遵守に関する追加ガイダンス案に対してコメントする機会を歓迎する。このレターは、我々の一般的なコメント、及び(i)非米国人の閾値判定における、その米国及び非米国関連会社が米国人と行う取引の合算対象からの除外、(ii)米国人の範囲及び定義の明確化、及び (iii)最終免除オーダーの有効期限の柔軟性、に関する3つの個別コメントに対して、貴委員会の考慮を求めることを目的としている。

I. 一般的なコメント

我々は、2012年12月21日に公表された最終免除オーダーにおいて、(i)非米国人に対する閾値算入の合算ルール、及び(ii)米国人の範囲及び定義について、市場参加者に対しできる限りの明確化を与えようとする貴委員会の努力に感謝する。しかし、追加ガイダンス案における合算ルール及び米国人の範囲及び定義に関する代替解釈案により、非米国人に対して貴委員会の規制の適用範囲がより広範なものとなることを我々は懸念している。我々は最終免除オーダーにおけるこれらの2つの事項に係る適用範囲は受入可能と考えているため、我々は貴委員会にこの免除オーダーを2013年7月の有効期限以降も恒久的なものとして採用することを要請したい。

II. 個別コメント

上記の一般的なコメントに加え、我々は追加ガイダンス案に関する下記の3つの個別コメントを有している。

1. 非米国人の閾値判定における、その米国及び非米国関連会社が米国人と行う取引の合算対象からの除外

追加ガイダンス案においては、非米国人は、自身のスワップ取引が閾値を超過したかどうかを決定する際、共通の支配下にある全ての関連会社（非米国関連会社及び米国関連会社）によって締結されたスワップ取引の想定元本総額を含めることを要求されているが、スワップディーラーとして登録された、共通の支配下にある非米国関連会社のスワップ取引の想定元本総額については、非米国人の閾値判定にあたり、含めることを要求されていない。

本邦金融機関に関しては、我々は、スワップディーラーとして登録された非米国関連

会社に加え、全ての米国関連会社、及びスワップディーラーとして登録されていない共通の支配下にある非米国関連会社によって締結されたスワップ取引の想定元本総額を含めることを、本邦金融機関が要求されるべきではないと考える。その理由は、これらの関連会社は連結ベースで金融庁によって監督されているからである。

特に、スワップディーラーとして登録されている米国及び非米国関連会社は貴委員会の規制及び監督に服しているため、当該会社が米国人と行う取引は非米国人の閾値判定において除外されるべきである。

2. 米国人の範囲及び定義の明確化

我々は、2012年7月の解釈ガイダンス案と比べ、最終免除オーダーにおける米国人の範囲及び定義を縮小しようという貴委員会の努力に感謝する。

さらに、解釈ガイダンス案においては、米国人の外国関連会社又は子会社は、米国人に保証された一定又は全てのスワップ関連の義務を有していたとしても、非米国人とみなされると正確に述べられている。しかしながら、追加ガイダンス案がこの解釈を維持しているかどうかは、我々には明確でない。我々は、外国法令の下で設立された、米国人の非米国関連会社は外国当局の規制及び監督下にあるので、解釈ガイダンス案で採用された解釈は適切なものであると考える。我々は、この解釈が追加ガイダンス案でも引き続き有効であることを確認したい。

3. 最終免除オーダーの有効期限の柔軟性

我々は、貴委員会は、最終免除オーダーの有効期限（2013年7月）の前に外国規制要件との代替的コンプライアンスの評価を実施する予定であると理解している。もし仮に、有効期限の時点で、日本の規制要件との代替的コンプライアンス措置がスワップディーラーとして登録した本邦金融機関に利用可能でなければ、当該金融機関は有効期限後貴委員会の規制に服することになってしまうが、これは我々には受け入れられない。従って、我々は、貴委員会に、代替的コンプライアンス措置が利用可能となるかどうか、そして、いつ利用可能となるかに応じて、最終免除オーダーの有効期限の延長を考慮することを強く求めたい。

我々は、貴委員会が、上記を考慮し、我々の要請に沿った形で追加ガイダンス案を修正することを求めたい。もし上記に関し質問があれば、遠慮なく連絡していただきたい。